

## [事案 25-130] 契約無効・既払込保険料返還請求

・平成 26 年 4 月 23 日 裁定打切り

### <事案の概要>

配偶者が、契約者である自分に無断で、契約の締結と契約者貸付を行ったことを理由に、契約の無効と既払込保険料の返還等を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成元年 2 月から平成 18 年 10 月まで複数回にわたり、配偶者が契約者貸付を受け、また、その間に契約の締結と契約転換を行い、配偶者が管理していた自分（契約者）の通帳から保険料が引き落とされていることがわかった。

しかしながら、いずれも自分は承知していないので、これらは無効とし、既払込保険料と、保険会社の指示により自分が返済した返済金を返してほしい。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、本契約について、受取人変更と、契約者貸付金の返済を行っており、これらの契約について、申立人が追認したものとみなされる。
- (2) 契約者貸付が申立人の意思にもとづいていなかったとしても、届出印・保険証券で手続きが行われており、申立人名義の口座に貸付金を送金していること等から、民法 478 条の類推適用により、貸付は有効である。

### <裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 32 条 1 項 3 号にもとづき、裁定打切り通知にその理由を明記し、裁定手続を打ち切ることとした。

#### 1. 本件における争点

- (1) 募集人は、「本契約の募集は申立人の配偶者に対して行なっており、契約者貸付の手続は配偶者が行なっていた」と述べているので、本契約には、申立人の配偶者が関与していたことが認められる。

また、申立人は、「契約申込書や契約者貸付金請求書の筆跡は、一部を除き、配偶者または第三者の筆跡であり、印影は本契約の届出印と異なり無断で署名押印されている」と述べているので、そのとおりであれば、申立人の配偶者が、本契約を申立人に無断で、契約申込書や契約者貸付請求書も偽造したことになる。

- (2) 一般に、契約者以外の者が、契約者の意思にもとづかないで行なった契約は無効といえるが、第三者に権限を付与することで契約を締結することもでき、権限の付与がなくても、状況によっては、保険契約については表見代理、契約者貸付については債権の準占有者に対する弁済の類推適用の成否が問題となる。

本件においては、申立人から配偶者に対する何らかの権限付与の有無や、仮に権限の付与がなくても表見代理や債権の準占有者に対する弁済の類推適用等の成否を検討する必要がある。

## 2. 当審査会の判断

以下の理由により、本件について適正な判断を行なうためには、厳格な証拠調手続や鑑定手続を備え、利害関係を有する者が参加する手続も備えている裁判手続によるのが相当と判断する。

- (1) 本件の検討には、申立人の配偶者の事情聴取が不可欠といえるが、配偶者は事情聴取の日に連絡もなく欠席し、当審査会の事情聴取に応じる意思はないことが窺え、当審査会には事情聴取に応じない者を呼出し、聴取を実施する手続は備わっていない。
- (2) 事情聴取を実施するにしても、当事者双方の主張が大きく対立する本件においては、反対尋問の機会を保障するのが望ましいところ、当審査会の事情聴取では、そのような機会は保障されていない。
- (3) 証拠として提出された申立人の署名押印のある書面の署名欄の筆跡が誰のものであるか、押印に使用された印鑑が本契約の届出印であるかを明らかにするには、申立人および配偶者の筆跡や印影についての鑑定が必要であるが、当審査会は同手続を有していない。
- (4) また、仮に本件申立てが認められた場合には、申立人の配偶者は、保険会社から責任を追究される立場にあることから、本件裁定の結果に重大な利害関係を有しているといえるが、当審査会には、裁判手続に備わっているような申立人以外の方の権利を手続的に保障する制度がない。